

産業建設常任委員会会議録

令和4年12月16日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和4年12月定例会議 産業建設常任委員会会議録目次

(12月16日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	12
付託事件審査(4)	12
審査終了	13

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和4年12月16日（金曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場



事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第14号 宮古市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第19号 宮古市遊覧船運航基金条例
- (3) 議案第24号 市道路線の廃止について
- (4) 議案第25号 市道路線の認定について

出席委員（7名）

西村昭二	委員長	畠山茂	副委員長
今村正	委員	木村誠	委員
高橋秀正	委員	長門孝則	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）



説明のための出席者

付託事件審査（1）

上下水道部長	竹花浩満君	経営課長	中嶋剛君
経営管理係長	大久保一吉君		

付託事件審査（2）

産業振興部長	伊藤重行君	観光課長	前田正浩君
もてなし観光係長	松浦宏隆君		

付託事件審査（3）（4）

都市整備部長	藤島裕久君	建設課長	去石一良君
管理係長	佐々木将治君	工務係長	佐々木拓君



議会事務局出席者

事務局長	佐々木雅明	主査	小笠原長生
------	-------	----	-------

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（西村昭二君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会します。本日の案件は付託事件審査4件、説明事項1件となります。それでは、本委員会に付託された議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略します。

○

付託事件審査（1） 議案第14号 宮古市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（西村昭二君） 議案第14号宮古市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。それでは質疑のある方、挙手願います。長門委員。

○委員（長門孝則君） この改正条例は、一般職の場合を準じておりますので、条例そのものには特に異論はないのですが、ちょっと気になったことがありましたので、ちょっとお伺いしたいと思います。というのは、改正条例の提案の仕方、取扱というか、その辺なんですけども、本来であれば総務課のほうに聞くべきなんですけども、発言の機会がなかったのでお聞きしたいと思います。というのは今度の企業職員の給与条例で改正部分は3か所あるんですね。2条と17条と22条と、私が気になったのはこの22条を、22条の改正を一般職の給与改正条例で改正してるんですよ。この今回の企業職員の給与条例っていうのは、上下水道部の所管ですけどもね。上下水道部の所管の部分一般職のほうで改正してるっていうのはどういうことなのかなあと。本来であれば、私は22条も企業職員の給与条例の中で改正すべきでないかなと、そう思ってるんですけども。特に特別な多分理由があつてそうしたと思うんですけども、その辺総務課と協議が多分あつたと私は思ってますけども、何か総務課での協議はなかったんですかその辺をちょっとお聞きします。

○委員長（西村昭二君） はい、中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） 私もこの議案を見たときに、長門議員と同じような疑問を持ちまして、22条のほうは総務課で作成したものでございますので、聞いたところですね。定年延長の法律の改定で、直接、全庁的に関わるものは総務課で一本にまとめましたということで22条に関しては、総務課の一連の条例改正の中でまとめて第3条にしたというお答えでした。一方今回出している今日審議していただいております二つの条ですね。2条と17条については、法律の改正に伴うものだけでも、全庁的に統一するものではなくて、上下水道部所管のほうで、あくまで直すものという説明でございました。

○委員長（西村昭二君） はい、長門委員。

○委員（長門孝則君） それで総務課長の協議はあったんですか。

○経営課長（中嶋剛君） 一緒に説明していただきながら、主導は総務課さんでやってもらいましたが、うちのほうも入ってやりました。

○委員長（西村昭二君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 私がねやっぱりこの企業職員の給与条例の22条も、定年に関わる部分なようなんですけども、これはやっぱりこの企業職員は上下水道所管ですので、この三つの改正部分は、この企業職員の給与条例のほうで改正すべきだと、一般のほうでなくて、そう思ってるんですけども。それはそれでいいです。ちょっと私も調べてみたいと思います。委員長。

○委員長（西村昭二君） 長門委員。

- 委員（長門孝則君） それからもう一つ参考までになんですけども、例えば簡単に言えば、一般職員と企業職員とどういう違いがあるのかなど。そのことをちょっとお聞きしたいと思います。例えば異動で一般職から企業職員になったと、そういった場合に、例えば給料が1号上がるとか、あるいは何かメリットがあるのかな。あるいはデメリットがあるのか。その一般職と企業職員の違いっていうか、そういうものはどうなのかなど、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。
- 委員長（西村昭二君） 中嶋経営課長。
- 経営課長（中嶋剛君） はい、お答えいたします。企業職員といまして宮古市の場合で言いますと、地方公務員の一般職の中に企業職員があるというような条例の作りになっております。一般職と準ずるということで、給料表とかいわゆる扶養手当だったり、超過勤務手当だったりというのは、一般職と同じでございます。ただ、大きく法的な意味でいうと地方公営企業法というのが、地方公務員法ともう一つありますので、法的なその意味合いを考えると条例を別にするような規定がありますので、上下水道部についてはこういうふうにもう一つ条例を設けておまして宮古市の場合、異動になっても一般職の中の企業職員ですので給料表とか上がったり例えば下がったりということではなくて、一般職と準ずるということになります。例えば大きい都市、東京都水道局とか横浜市水道局のようなところであれば、ちゃんと調べてませんが独自で採用とか、そういう経営をしてますので、そういう大きい都市とかであればもしかしてその市長部局と手当等のところで差というか違いが出てくるところはあるのかなと思っております。
- 委員長（西村昭二君） 長門委員。
- 委員（長門孝則君） 法律のあるいはその組織的な違いがあるんですね。一般職と企業でしょう。ただ、実態がどうなのかなと私はそういうことで聞いたんです。例えば以前に、企業職員になれば企業手当っていうのが支給された時代もあったんですよ。けども、現在は廃止されていますけども、そういうことで以前は企業職員になれば、ある程度、今言ったように企業手当を支給するとかの優遇措置っていうか、そこまでいなくてもそういう時代もありましたんでね。現在はどうなのかなと実態が。その法律上の問題はわかりますけども、特にないですかね。
- 委員長（西村昭二君） 中嶋経営課長。
- 経営課長（中嶋剛君） はい。いわゆるその条例で定めている手当は、企業職員手当というのもないので、市長部局の職員と同じになります。ただ、私も気になって規則のほうを定めたんですけども、規則の中で特殊勤務手当っていうのがあるんですが、その中で上下水道部だけ定めているのが、劇薬物取扱手当っていうのがあってこれは水質検査の職員が、劇薬物を取り扱う際に、注意とか危険性が伴うということで、これが上下水道部にだけある特殊勤務手当っていうのがあります。これが1日200円というのがありましてそのほかは全部一緒でございます。
- 委員長（西村昭二君） 長門委員。
- 委員（長門孝則君） わかりました以上で終わります。
- 委員長（西村昭二君） ほかに質疑はございませんか。落合委員。
- 委員（落合久三君） 先日の総務常任委員会での質疑のやりとりを聞いて大分、私も正直よくわかったので、この定年延長に伴う条例改正については異議はないんですが、一つだけその企業職員である上下水道部の職員の今回の法改正、地方公務員法の改正に基づいて、この管理監督職の上限年齢を導入するっていうので、現時点で上下水道部の職員の場合これに該当するのは何人なんですか。

- 委員長（西村昭二君） 中嶋経営課長。
- 経営課長（中嶋剛君） 管理監督者ということになれば部長、経営課長。施設課長の3名でございます。
- 委員長（西村昭二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（西村昭二君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第14号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第14号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

○

（2）議案第19号 宮古市遊覧船運航基金条例

- 委員長（西村昭二君） 宮古市遊覧船運航基金条例を議題とします。それでは質疑のある方、挙手願います。
- 委員長（西村昭二君） 長門委員。

- 委員（長門孝則君） この遊覧船の基金の設置、私はいいことだなと、そういうふうにして賛成はしております。基金の財源なんですけども、ふるさと寄附金を主に想定していると。参考資料にそういうふう書いてありますけども、ふるさと寄付のテーマ名称、今までは遊覧船の建造という名称だったと思うんですけども、今度は建造でなくて、遊覧船の運行支援っていうか、そういうのに、この基金は使うということになってますんで、ふるさと寄付のテーマも建造でなくて遊覧船の運営支援っていうか、そういうふうに変更したほうがいいんでないかなあと考えてるんでこれは財政課のほうとのかかわりがあると思いますがその辺はどうですか。ちょっとお聞きします。

- 委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

- 産業振興部長（伊藤重行君） はい。ただいまのふるさと寄附金のテーマにつきましてこれは当初からこのふるさと寄附金の部分につきましては、初めから遊覧船の運行支援という項目で立ち上がっておりまして、建造の部分は令和3年度にクラウドファンディングという形でやったときに、建造のためのお金をクラウドファンディングで集めたということでございます。ですから運航支援というふるさと寄附金の項目は当初からありますね、令和2年度に29件、令和3年度に823件、令和4年度に当たっては1,820件というふうに、どんどんこう増えてきているような状況で、それでちゃんと基金をずっと設置して管理しようというものでございます。

- 委員長（西村昭二君） 長門委員。

- 委員（長門孝則君） ちょっと私勘違いかな寄附金のテーマが運航支援のそういう名称もあります。そうですか、そうであればわかりました。それでいいいいと思います。委員長。

- 委員長（西村昭二君） 長門委員。

- 委員（長門孝則君） もう一つ基金は、遊覧船の運航の支援、例えば遊覧船の修理するとか、何かそういう運航の継続に使うということになってますが、これ将来的なことになりますけども、例えば、何年か後に新しい

遊覧船を作ると、あるいは今の遊覧船が老朽化して新しくまた遊覧船を建造すると、そういう時代に、将来のことですけれども、その場合にこの基金も使えるようにしておいたほうがいいんじゃないかなど。その運航支援だけでなく、建造の場合もこの基金を活用できると、そういうふうなことにしておいたほうが、これ将来のことですけれどもいいのではないかなどそういうふうに思ってますがその点はどうですか。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい、当面はまず、ちょっと例の知床のカズワンの事故以来、今後見込まれるその法改正に準じた備品等というのが、今現在はまだありませんけれども、将来こう見込まれるだろうという部分にまず支出が出るだろうなど。突発的なその船体の修繕、ただ確かに今、長門議員のおっしゃったとおり、将来に向かってはそういう部分も加味しながら、やっていくべきだというふうには思います。

○委員長（西村昭二君） はい。それでは落合委員。

○委員（落合久三君） もちろんこの遊覧船事業をスタートして、もう5か月半ぐらい経っているわけですが、これが当初目的としたように人口交流、交流人口も増える、出崎を中心にしたにぎわいを創出する云々かんぬんっていう点でね、ぜひ成功させてほしいっていうのはもう変わらないわけですが、一方でやっぱりその大震災っていうのを踏まえ、経過して途中でこれが中断になったという経過を少なくない人もわかっていることなんで、不安や心配があるのも一方で当然だと思うんです。そこでちょっと幾つか、基金の設置に関していですが、提案の設置についてのこの運行基金の原資のところですが、今部長のほうからは、この運行に関する寄付も令和2年度から実施していたというのは私もちょっと、そうだったかというふうに正直思ったんですが、わからなかったんですが、これはふるさと納税の中で、そういう寄附の目的をよこした人たちの集計した数が先ほど部長が言った数だと理解すればいいですか。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい、その通りでございます。

○委員（落合久三君） そういうことを名目にして、ぜひふるさと納税で皆さんのご協力を願いたいというふうに、これ明示して始めていたということになるんですが、そこら辺がちょっと私は記憶にはっきりないもんですから、そういうことだったわけですね、これ確認です。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。

○委員（落合久三君） 別にこの基金設置の目的なんですが、ここには安定的、安全かつ安定的な運行を継続するためというふうになっているんですが、これは先ほど長門委員が聞いた点だと思うんでこれはいいかな。基金の原資のところに質問をもう一度移しますが、③運営事業者からの備船料、年間163万3,000円を超えた収益から20%を原資の一つにするというふうに書いてあるんですが、年間163万3,000円っていうのは、過去の2月の産業建設常任委員会に説明した時に遊覧船の減価償却、19トンなので20トン未満の場合には、20年間想定するよという等の説明があったと思うんですが、163万円を超えた収益から20%っていう意味は、163万に収益が届かなかった場合には、ゼロっていうことになるんですが、そういう理解でいいですか。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。その通りで結構です。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） まだ、まったく途中なんですけど、今年7月から運行を始めて今12月中旬ですが、5ヶ月半の利用者の払う乗船料金、これはざっとどのぐらいですか月に直せばどのぐらい入ってます。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） はい、お答えいたします。年間163万3,000円を超えた収益が20%ということが基本的な考え方ですけども、3年間については、継続的、安定的な運営を行うために無償貸与ということで、県北さんとはですね、そういう協定を結んでございます。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい、すいません補足説明いたします。7月から12月、これ先日12月8日時点では県北自動車との打合せでもらった数字でございます。収支の部分の金額というより人数でもらってまして、1便当たり平均30.56人、就航率80.12%、欠航率19.88%、実際収支、プロポーザルした時の見込みとどうですかというところは、見込みどおりよりちょっといいぐらいかなということです。ただし12月に入って1便当たり今平均がたっと減って8人ぐらいなんです。ただそれも12、1、2、3月と少ない見込みで収支を立てておりますが、やはりこの期間の利用促進については、市と一緒に、いろいろな企画船を催したりというふうなところでですね、やっていこうというので年内にもう1回会議を持ちましてですね冬場の船の在り方とか利用促進するためのアイデアを出し合うというような状況でございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 前回の産業建設への説明の時に、宮古市行政財産使用料条例第3条の規定に準じて、年額時価の5%を貸与金額とする。これが言わば市が持っている行政財産を他団体等に貸すときの根本になってるっていうか、だと思んですが、年額時価の5%っていう表現になっているようですが、今回県北バス等の中で今回というかも既にスタートしているわけですが、契約した内容が詳細がちょっとわからないんで聞くんですが、20%とするっていう根拠はどういうことですか。何が根拠ですか。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） 現在の市営駐車場タイムズさんと指定管理を5年間結んでいるということを確認して、これに準じてですね、その市営駐車場が1年、2年目は20%になってます。ここ参考根拠としてございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 市営駐車場の指定管理者であるタイムズさんとの契約に準じて、準じとの言い方正確でないことだけでも、参考にして、次年度からは20%っていうふうにしたと。そうですか。はい。それからもう一つ先ほど言ったこの年額163万というのはさっき言ったように減価償却期間を20トン未満の船なために、実際の使用年数の20年を見てそれで割り算して、各年月のこれから算出しているわけですがね対応金額をね、もう一度聞きますが年間163万円の貸与金額に届かなかった場合は、たしか赤字になった分イコール赤字とは限りませんが、赤字になった場合は、市と県北さんで協議するという表現でとどまっているんですが、それで今5か月半の俗っぽく言えば売上げがどういう状況かっていうのを聞いたのは、それをどういう状況になりそうなのかなという意味で聞いたんですが途中なんでね、何とも言えないただ、平均して1日30人だと。ただ12月に入ってはちょっと下降していると。これが12月1月2月3月、要するに言わば通常だと閑散期だよね。これでこういう数字が出ていくかによっては、年間の貸与金額163万にいかない場合もありうる。そういうのも懸念としてあるので基金を作っておくんだというふうにもちょっとこう見るんですが、やっぱり民間でこれをやるっていう、重大な決断をプロポーザルをとってやった以上はね、やっぱり努力としてこれを絶対守っていくっていう覚悟でやってもらわないと私はまずいと思うんで聞いているんですが、その点はぜひ、状況はまだ何とも

言えないのでね。頑張ってもらえないのかなと思います。それから次に提起されている運行基金の使途のところなんですが、①法改正に準じた設備投資費括弧して、自動識別装置、ドライブレコーダー、救命用具、風速計など、私はこのAISっていうのは詳しいことがわからないんですが何となくは分かるんですが、例えばこの救命用具とか風速計みたいなのは、基金から出すべきもの、本当なのかな。これはやっぱり運営主体である事業者が、持つべきでないかなというふうに素朴に思ったんですが、どうですか。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） いや、我々は、それは逆だと思います。持ち主は宮古市ですから、まず法的にちゃんと整備されたものを貸付けて運営するわけですから、やっぱり市としてそこは法に適合するための設備というのは、市が責任を持って整備するものだというふうに考えております。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 傭船料については、定期契約の方法もあるし、裸傭船契約というのもありますよね。多分後者だと思うんですよ。その中心は、例えば船だけか貸す場合と、船とプラス乗員、船長だとか機関長とかね、そういう人も持っていたものを貸す場合とでは全然契約の中身違ってくるわけですが、今回の場合は、その船、遊覧船、部長が言うのもそのとおりかなと思って今途中聞いていたんですが、という疑問がちょっとあったんで聞いただけです。はい。それからもう一つは、救命用具、風速計等のところに係る文言で、法改正に準じたって書いてあるんですが、この法改正へは何がどう変わって、それに準じてっていうのがちょっとわからないんで分かる範囲でお願いします。

○委員長（西村昭二君）

○産業振興部長（伊藤重行君） 現在法改正によって義務化されている設備は実際のところございません。今後見込まれるというのが、いわゆる皆さんも車に多分つけてると思います。最近はやってますがドライブレコーダー船版というのが義務化されるであろうという情報はつかんでおります。ですからそれがまず一つ。今後という部分では、やはり一番大きいのは、救命いかだ。これは現在最低水温が10度未満になる地域を航行する全ての船舶、ただし、閉水区域、今宮古は、免許ってのは、閉水区域と言って閉伊崎から姉ヶ崎までを結ぶ、正直池の中を走っているようなもの。その場合は対象外って言われてるんですが、その部分が今後どうなっていくか。その部分がちょっと気になって絶えず国交省だとかの、そういう情報については収集を図っているという状況でございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 最後に、大きい2の基金の活用イメージっていうところに、寄附金等っていうんで緑色で、これは冒頭も書いてあるんですが、この基金の内容ですが、目標は1,000万だと。ふるさと寄附金企業版ふるさと納税、これは新しい提起かなと、あとは今言った傭船料その他給付金等ってあるんですが、この1,000万の寄附の目標のうち、傭船料はどのぐらい考えてますか。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） 今時点では3年間は、厳しいかなというふうには思ってます。今後ちょっとその実際運営してみて、今年はまだ丸っと1年じゃないですから少し数年様子見ないとその部分は、だから当面は、その傭船料っていうのは厳しいのかなというふうには推測をします。

○委員長（西村昭二君） はい、前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） 現在のシミュレーションで3年間は無償貸与ということで、令和7年は20万1,000円。

令和8年は47万3,000円。令和9年86万7,000円。10年が86万1,000円。11年が85万3,000円。12年が84万7,000円。13年84万1,000円。14年が83万3,000円ということでシミュレーションしてございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうしますとこの備船料、この見込みどおりといいますかシミュレーションどおりいけば、この1,000万円に対してはそれでも、本当にこのとおりずっと行くのであれば、600万から700万ぐらいにはなんのかなど。このシミュレーションどおりだとすればね、他の寄附がどのぐらい集まるかっていうのはこれもまた、まだわからない話なんです、この1,000万の中では、相当なウエートを占めるだろうということになりますよね。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） はい。ちなみにですね。ふるさとふるさと寄附金ですけども、令和2年度が33万4,000円。令和3年度が1,118万5,789円。令和4年度11月末現在ですけども、2,428万9,497円となっております。また企業版ふるさと納税については、令和3年度が480万円。令和4年度11月末で90万円ということになってございます。

○委員長（西村昭二君） はい、落合委員。

○委員（落合久三君） あと最後ですが、直接この今日の提起されてる文言の中には全然触れていないんですが、今朝もニュースの1番、2番でやっていたんですが日本海溝の巨大地震津波のことが報道されているんですが、その問題でのこの日本海溝の巨大地震津波対応っていう点では、どういう今議論、検討がされてますか。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。千島日本海溝の部分についての具体的な話はまだ煮詰めておりません。ただ、通常の津波のときの運航基準とか逃げ方っていうのは、決まっていますけれども、今回の部分についてはちょっと確認をさせてください。今、当然、運航主体側考えているはずですのでその確認をさせてください。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） これもやっぱり私は喫緊の検討課題だなと思いますので、人命に関わる内容でもあるんでね。そのことは、もう意見として述べておきたいと思います。

○委員長（西村昭二君） ほかにございませつか。畠山委員。

○委員（畠山茂君） はい、おはようございます。よろしくお願いたします。私もこの添付資料でお聞きしたいと思います。まず初めにですね、宮古市の遊覧船の運航基金の原資、先ほどもお話がありました。お聞きしたかったのは今の話の続きで③の運営事業者からの備船料のお話です。さっきも説明あったとおり3年間は無償だということで、それ以降のシミュレーションさっき課長からもお話がありました。大体波乗れば80万ぐらいは見込めるんだというような話だったんですがもう1回ちょっとここは確認したいですが取りあえず無償の3年間は、163万3,000円を超えたとしても、これはもらわないよという、あくまでも4年後から、この163万3,000円を超えた場合にその原資として積立てていくんだということでしょうか。そこを確認したいと思います。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） わかりました。はい。そして次にその下の宮古市の遊覧船の運航基金の使途の関係です。

①から④まであります。ここでちょっとお聞きしたかったのは下にさきほど落合委員も触れましたけど、目標

寄附額が1,000万円とあります。この①から④の様々な今後見込まれる経費を先ほど知床の話もありましたけども、整備が必要だという見込みだと思んですが、この1,000万の根拠、こういうこれから5年10年やはりこの船を維持するために、このくらいの検査とかいろんな修繕なりさっき言った備品なりということを見込んでやはり年間1,000万必要なんだという根拠。何か先ほどのお話だと、ふるさと納税のほうで、今年はさっきの説明で2,400万円。去年は1,100万円ぐらい集まっているので、そういったところを判断して逆算して見込んで、このくらいの基金は見込めるだろうという形で積算しているのか、そこら辺の経費から盛っていったの目標設定なのか、あるいは、お金の入るほうから設定しているのかその考え方というか積算根拠をお願いいたします。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） 経費の部分についても見ていますけども、実際のふるさと寄附金の実績から追って数字があります。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） というと経費は、それほど。年間1,000万円、仮にこれ10年行くと1億円溜まるんですけども、そういう経費の管理というよりは、ふるさと納税、今の調子でいくと今年もう2,000万を超えているということですから、そういったことを見込んでやるんだということは理解をいたしました。それからここで私もふと思ったのは、使途はあくまでもこの①から④なんですけども、例えば将来的に、運営が、先ほどの説明だと右肩上がりにうまく運航いくようなイメージで経営方針持ってますけども、仮にこれが、うまくいかなくて赤字となった場合は、この基金はそういう運営の部分に、ある意味補填というかそういった部分に回せるものかあくまでもこの基金は、こういった船の維持管理費のための目的にしか使わないよということなのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。まず、先ほど落合議員さんから言われましたけれども、今運営やっている岩手県北自動車さんの収支プロポーザル、黒字になるということで我々はお願いをしているということは、原則そういうことはないだろうとそのとおりに頑張っしてほしいと。ただし、世の中の事情だとか、突発的な誰のせいでもないというような何か起きたときには、やはりそのときは協議になるだろう。ただし、だから、今現在そのためにこれを使っていいとか何かという解釈はございません。ただ、そのときにやっぱり誰もが認めるとなれば、そういうこともありうるかもしれません。歯切りが悪いですが、今そういうことを想定してこの基金を設置してるわけではないというのは言えます。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） 今のところは、設置目的がそういうことではなくてですね、この船の維持のためにということで、理解をいたしました。最近ですと基金が結構今、市でも作ってて、エネルギーの基金だったり、森林環境譲与税の基金だったり、観光課だと津波遺構の田老の観光で基金だったり、様々な工夫で最近基金が増えてるんですが、エネルギーとか森林のほうはある程度収入額を国とか見込めるので、問題ないところなんですけども、観光遺構とか今回の遊覧船は、ふるさと納税がどっちかっていうと大きなウエートを占めるということはかなり、見込みがあるようで見込みがないようなところはあると思うので、うまくいけばいいとは思ってます。ぜひこのPRですね、今回は今年度は2,400万円を超えているということなので、ぜひ、PR方々お願いして私もこれで終わります。

○委員長（西村昭二君） ほかにございませんか。畠山委員。

○委員（畠山茂君） 一つ、最後に聞きたかったこともそうですね、今回仮に条例が制定、採決、可決された場合、先ほどの話だと今年度2,400万円ほど溜まってるんですが、この基金は来年度からスタートするのか、もう今年度分からも2,400万円ほど溜まってるようなんですが、これはいつから溜めていくのかそこだけ確認したいと思います。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） 2年度3年度の寄附金についてはもすぐに今年度中に積立てをしたいと思います。4年度については、来年度ということになるかと思っています。

○委員長（西村昭二君） はい畠山委員。

○委員（畠山茂君） 令和2年度、3年度部分もどっかにもう積立てになってて、それをこっちに持ってくるっていう。単年度じゃないですか。

○産業振興部長（伊藤重行君） 伊藤産業振興部長。すいません。ちょっと2年度、3年の部分は既に事業に充当されてますので、4年度の寄附金については議決以降、この条例を施行しますので、今年度に入るという部分になります。

○委員長（西村昭二君） 私のほうからも一つ、はい。

○副委員長（畠山茂君） 進行変わります。西村委員。

○委員（西村昭二君） 質問というか、ちょっとお願いというか。落合委員のほうからも畠山委員のほうからもありましたけれども、添付資料の基金の活用のイメージの要はその目標金額の内訳を数字で課長のほうからいろいろ聞いたんですけどこれの細かい内訳ですか、今までの分と想定されてる何年か後までのやつを後でいいので、議会事務局のほうにも資料としていただければ、あとは我々委員のほうにタブレットに入れてもらえれば、よりイメージがつきやすいかなと思うんですね。備船料が例えば3年間は無料でそのほかに企業版ふるさと納税が幾ら、寄附金が幾らとか、その他寄附金が幾らっていうのを想定されてこの目標金額を立てていると思うので、やっぱり将来を見据えた資料、私たちも理解するための資料になりますので、それはお願いしたいなと思います。

○副委員長（畠山茂君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） はい、了解いたしました。

○委員長（西村昭二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） なければこれで質疑を終わります。これから議案第19号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第19号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

○

(3) 議案第24号 市道路線の廃止について

(4) 議案第25号 市道路線の認定について

○委員長（西村昭二君） 議案第24号から議案第25号までは関連がありますので、質疑は一括とし、討論、採決は議案ごとに行います。議案第24号市道路線の廃止についてから議案第25号市道路線の認定についてまでを議題とします。それでは質疑のある方は挙手願います。木村委員。

○委員（木村誠君） はい。じゃあ私から1点だけ、議案25号の25の3、今度追加なる分、波打っている赤い線の部分なんですけども、ちょっとうる覚えですいません。砂利だったか荒れてる舗装だったかわかんないですけど走りにくかったイメージあるんですけども、こちらって舗装されてましたか。

○委員長（西村昭二君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい、ここの路線区間でございますが、砂利道でございます。

○委員長（西村昭二君） 木村委員。

○委員（木村誠君） 今度、今後舗装される予定っていうのはあるんですか。

○委員長（西村昭二君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい。予算の状況も見ながら舗装の方法についても検討してまいりたいと考えています。

○委員長（西村昭二君） 木村委員。

○委員（木村誠君） はい、わかりました。以上です。

○委員長（西村昭二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから、議案第24号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第24号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案可決すべきものと決定しました。次に、議案第25号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第25号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案可決すべきものと決定しました。説明員は退室してください。お疲れさまでした。以上で当委員会に付託された議案の審査は終了しました。お諮りします。12月22日の本会議における議案第14号、議案第19号、議案第24号、議案第25号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。以上で、付託事件審査を終わります。

午前10時50分 付託事件審査終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 西村 昭二